

沖縄県警察庁舎等の管理に関する訓令

発出年月日：平成7年1月11日
文書番号：沖縄県警察本部訓令1
公表範囲：一部省略

改正 前略・・・平成24.2 訓令5

目次

第1章 総則(第1条－第6条)
第2章 保全のための措置(第7条－第12条)
第3章 施設の利用(第13条－第15条)
第4章 禁止行為と許可手続(第16条－第20条)
第5章 雑則(第21条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めのあるものを除くほか、沖縄県警察の用に供する庁舎等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 庁舎 建物及びこれに附属する工作物(樹木を含む。)をいう。
- (2) 庁舎等 庁舎及びその敷地をいう。
- (3) 本部庁舎 沖縄県警察本部が使用し、管理する庁舎のうち本部附属庁舎以外の庁舎をいう。
- (4) 本部附属庁舎 鑑識管理棟庁舎、機動隊庁舎、警察学校庁舎、運転免許センター庁舎及び安全運転学校庁舎をいう。
- (5) 警察署庁舎 警察署が使用し、管理する庁舎をいう。
- (6) 県警察庁舎 本部庁舎、本部附属庁舎及び警察署庁舎をいう。

(庁舎管理責任者等)

第3条 県警察庁舎に庁舎管理責任者を置く。

2 庁舎管理責任者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

区 分	職 名
本 部 庁 舎	警 務 部 長
鑑 識 管 理 棟 庁 舎	刑 事 部 鑑 識 課 長
機 動 隊 庁 舎	警 備 部 機 動 隊 長
警 察 学 校 庁 舎	警 察 学 校 長

運転免許センター庁舎		交通部運転免許課長
安全運転学校庁舎	中 部 分	交通部運転免許課長
	北 部 分	交通部運転免許課長
	宮古分校	宮古島警察署長
	八重山分校	八重山警察署長
警察署庁舎		当該警察署長

3 庁舎管理責任者は、職員のうちから庁舎管理補助者を指定するものとする。

(庁舎管理責任者等の責務)

第4条 庁舎管理責任者は、本部長の命を受け、部下職員を指揮して庁舎等の管理に関する事務に従事するものとする。

2 庁舎管理補助者は、庁舎管理責任者の職務を補佐するほか、庁舎管理責任者が不在のときは、その職務を代理するものとする。

3 前条第1項に掲げる各庁舎の当直責任者は、勤務時間外及び休日(沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項各号に規定する休日をいう。以下同じ。)において庁舎管理責任者及び庁舎管理補助者が不在の場合は、その庁舎管理責任者の職務を代理するものとする。

(室内管理者等)

第5条 本部庁舎の庁舎管理責任者が行う庁舎等の管理に関する職務を補助させるため、次の管理者を置く。

(1) 室内管理者

本部庁舎内にある事務室、会議室、倉庫等(以下「各室」という。)を管理するものをいい、当該各室を所管する所属の長をもって充て、所管する所属がない各室においては、警務部会計課長をもって充てる。

なお、外郭団体が使用する各室については、その団体の長がこれに当たるものとする。

(2) 室外管理者

本部庁舎内の共有部分、敷地部分等各室外を管理する者をいい、庁舎管理責任者が指定するものとする。

(職員の義務)

第6条 職員は、この訓令の規定に基づいて庁舎管理責任者、庁舎管理補助者又は室内管理者等が県警察庁舎の管理に関し必要な指示をしたときは、その指示を誠実に守り、庁舎の管理に従事するほか、常に庁舎等の適正な維持及び美化に努めなければならない。

第2章 保全のための措置

(本部附属庁舎及び警察署庁舎の管理)

第7条 本部附属庁舎及び警察署庁舎の庁舎管理責任者は、この訓令に定めるもののほか、当該庁舎等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(防火管理者等)

第8条 県警察庁舎内の防火等の管理責任者等は、次のとおりとする。

(1) 防火管理者

ア 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する県警察庁舎の防火管理者

は、別表のとおりとする。

イ 防火管理者は、消防用設備等を設置し、維持するなどし、防災に努めなければならない。

(2) 火気取締責任者

ア 室内管理者は、管理する室ごとに火気取締責任者を指定し、火気取締責任者指定表(別記様式第1号)によりその状況を明確にしておくものとする。

イ 火気取締責任者は、室内管理者の命を受け、指定された室内の火気等の取締及び盗難の予防に当たるとともに、庁舎の施錠、火気を直接使用する設備及び器具の使用、禁煙場所の指定等について必要な指示をし、その他必要な措置を講じるものとする。

(庁舎警戒要員の配置)

第9条 警備部長及び庁舎管理責任者は、庁舎等の管理上必要と認めるときは、庁舎警戒員を配置することができる。

2 庁舎警戒要員の運用については、本部庁舎にあっては警備部長が、本部附属庁舎及び警察署庁舎にあっては当該庁舎管理責任者が定め、その責に任ずるものとする。

(出入口の開閉)

第10条 県警察庁舎の出入口を開放する時間は、休日を除き、職員の勤務の開始時刻の1時間前から勤務の終了時刻の1時間後までとするが、庁舎管理責任者は、来庁者がいつでも出入りできるように所要の措置を講じて置かなければならない。

2 庁舎管理責任者は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず適宜出入口を開放することができる。

(鍵の保管)

第11条 県警察庁舎及び各室(以下「各室等」という。)の出入口の鍵の保管は、勤務時間内にある場合は、次の表の左欄に掲げる区分により行うものとする。ただし、勤務時間外にある場合は、当直責任者が保管するものとする。

区分	鍵の保管責任者
本部庁舎の各室等	室内管理者
本部附属庁舎の各室等	庁舎管理補助者
警察署庁舎の各室等	庁舎管理補助者

(施設等損壊時の措置)

第12条 庁舎内において、施設、設備等を損壊又は滅失した者は、速やかにその旨を庁舎管理責任者に届け出なければならない。

第3章 施設の利用

(講堂、会議室等の使用)

第13条 講堂、会議室等を使用するときは、庁舎管理責任者又は室内管理者の承認を受けなければならない。

(施設の使用の禁止)

第14条 部外者(団体)が主催する各種行事等には、県警察庁舎内の施設を使用させないものとする。ただし、庁舎管理責任者が、特に認めた場合はこれを使用させることができるものとし、使用料については、沖縄県行政財産使用料条例(昭和47年沖縄県条例第68

号)に定めるところによるものとする。

(放送の依頼)

第15条 本部庁舎内の放送を依頼しようとする者は、放送依頼書(別記様式第2号)を警務部広報相談課長に提出するものとする。ただし、緊急又は軽易なものは、電話で依頼することができる。

第4章 禁止行為と許可手続

(禁止行為)

第16条 庁舎等においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、毒物、劇物、凶器その他の危険又は有害と認められる物を正当な理由なく持ち込み、危険防止の措置を講じないで取り扱い、又は所定の保管場所以外の場所に放置すること。
- (2) 爆発又は引火のおそれのある物の近くで喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- (3) 庁舎等又は庁舎等の物件を損傷し、若しくは汚損し又は庁舎等の美観を損すること。
- (4) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (5) 通行の妨害となる行為をし、又は所定の場所以外の場所に物件を放置すること。
- (6) その他庁舎等の管理上支障があると認められる行為をすること。

(許可を受けるべき行為)

第17条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ行為許可申請書(別記様式第3号)を庁舎管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、印刷物等の掲示については、直接庁舎管理責任者に当該印刷物等を提示することにより行為許可申請書の提出に代えることができる。

- (1) 物品の販売、宣伝、保健の勧誘その他の商行為をすること。
- (2) 印刷物、ポスター、のぼり、立看板その他これに類する物(以下「印刷物等」という。)を配布し、又は掲示すること。
- (3) 集会を開催し、又は集団で立ち入ること。
- (4) 施設又は設備を設けること。
- (5) 作業又は工事をすること。

2 庁舎管理責任者は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 庁舎管理責任者は、第1項の規定により行為許可申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、許可するかどうかの決定をし、その結果を当該行為許可申請書を提出した者に対して書面(別記様式第4号)により通知するものとする。ただし、印刷物等の掲示については、当該印刷物等に許可証印(別記様式第5号)を押印することにより、これに代えることができる。

(許可を受ける必要のない行為)

第18条 次に掲げる行為については、前条の規定にかかわらず庁舎管理責任者の許可を受ける必要を要しないものとする。

- (1) 沖縄県警察互助会事業として、指定場所において物品の販売等を行うこと。
- (2) 職員団体等が行う福利厚生に関する健全な活動と認められる印刷物等の配布又は掲示をすること。

(3) 国又は県が発注する請負工事による施設、又は設備を設置すること。

(4) その他庁舎管理責任者が必要と認める行為をすること。

(質問等)

第19条 職員は、必要があると認めるときは、庁舎等に出入りしようとする者に対し、質問をし、身分証明書等の提示を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(違反等に対する措置)

第20条 庁舎管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎等への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、庁舎等からの退去を命じ、第17条の許可を取り消し、違反行為の中止を命じ、又は違反物件の撤去を命ずることができる。

(1) 第16条に違反し、又は違反するおそれがある者

(2) 第17条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(3) 第17条第2項の規定により付された条件に違反した者

(4) 前条の規定による質問に対して答弁をせず、同条の規定による身分証明書の提示をせず、又は同条の規定による指示に従わない者

第5章 雑則

(その他)

第21条 この訓令に定めるもののほか、庁舎等の管理に関し必要な事項は、庁舎管理責任者が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年1月11日から施行する。

(沖縄県警察庁舎の管理に関する訓令の廃止)

2 沖縄県警察庁舎の管理に関する訓令(昭和47年沖縄県警察本部訓令第31号)は、廃止する。

附 則(平成14年5月24日訓令第12号)

この訓令は、平成14年5月24日から施行する。

附 則(平成24年2月20日沖縄県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成24年3月1日から施行する。

別表(第8条関係)

県警察庁舎の防火管理者

区 分	職 名	
本 部 庁 舎	警 務 部 長	
鑑 識 管 理 棟 庁 舎	刑 事 部 鑑 識 課 次 席	
機 動 隊 庁 舎	警 備 部 機 動 隊 副 隊 長	
警 察 学 校 庁 舎	警 察 学 校 副 校 長	
運 転 免 許 セ ン タ ー 庁 舎	交 通 部 運 転 免 許 課 次 席	
安 全 運 転 学 校 庁 舎	本 校 ・ 中 部 分 校	交 通 部 運 転 免 許 課 次 席
	北 部 分 校	交 通 部 運 転 免 許 課 次 席
	宮 古 分 校	宮 古 島 警 察 署 副 署 長
	八 重 山 分 校	八 重 山 警 察 署 副 署 長

警 察 署 庁 舎

当 該 警 察 署 副 署 長

別記様式は省略